

20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（仮訳）
（2013 年 2 月 15-16 日 於：ロシア・モスクワ）

1. 我々、G20 財務大臣・中央銀行総裁は、世界経済の現在の課題を議論し、我々の首脳によって合意された政策アジェンダを進めるために、会合した。

世界経済及び強固で持続可能かつ均衡ある成長のための G20 フレームワーク

2. 欧州・米国・日本における重要な政策措置と、中国経済の強靱さのおかげで、世界経済に対するテール・リスクは後退し、金融市場の状況は改善した。しかし、我々は、重要なリスクが残っており、世界経済の成長は未だ弱過ぎ、失業率は多くの国々において受け入れ難いほど高いままであることを認識している。我々は、弱い世界経済のパフォーマンスは、政策の不確実性、民間のデレバレッジ、財政による抑制、傷ついた信用仲介機能、及び不完全な世界需要のリバランスによるものであることに合意する。このような状況下では、ユーロ圏においてより強固な経済・通貨統合の構築を継続し、米国と日本においては財政状況に関する不確実性を解消し、そして大きな一次産品生産者の特別な環境を考慮しつつ黒字国において国内の成長源を強化するための、継続的な努力が必要である。
3. 世界経済の弱さに対処するためには、野心的な改革と協調した政策が、強固で持続可能かつ均衡ある成長を達成し、信頼を回復する鍵となる。我々は、より強靱な金融システムを構築するための金融改革のアジェンダや、成長を引き上げるための野心的な構造改革を含む、我々のこれまでのコミットメントを引き続き実施する。我々は、持続可能な財政を確保することにコミットしている。先進国は、ロスカボスで我々の首脳が行ったコミットメントに沿って、信頼に足る中期的な財政戦略をサンクトペテルブルグ・サミットまでに策定する。信頼に足る中期的な財政健全化計画が策定され、短期の経済状況や財政余地の存在を考慮に入れつつ実施される。我々は、必要に応じ経済への信用の流れを改善する措置を支持する。金融政策は各々のマンデートに従って、国内の物価安定に向けられるとともに、経済の回復を引き続き支援するべきである。我々は、国内目的のために実施される政策が他の国々に与える負の波及効果をモニターし、最小化することにコミットする。我々はフレームワーク作業部会における波及効果に関する現在進行中の作業の結果に期待する。

4. 我々は、構造改革のコミットメントの実施に関する評価プロセスを採用しており、これは、我々の将来の構造政策の方向性に情報を与える。
5. 我々は、世界的な不均衡の持続的な削減を達成するために協力し、国内貯蓄に影響を与え生産性を改善する構造改革を追求するという、我々のコミットメントを再確認する。我々は、根底にあるファンダメンタルズを反映するため、より市場で決定される為替レートシステムと為替の柔軟性に一層迅速に移行し、為替レートの継続したファンダメンタルズからの乖離を避け、そしてこの観点から、共に成長できるよう互いにより緊密に協働する、という我々のコミットメントを再確認する。我々は、資金フローの過度の変動及び為替レートの無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えることを再確認する。我々は、通貨の競争的な切り下げを回避する。我々は、競争力のために為替レートを目的とはせず、あらゆる形態の保護主義に対抗し、我々の開かれた市場を維持する。

投資のための長期ファイナンス

6. 我々は、インフラを含む、投資のための長期ファイナンスは、全ての国々における経済成長と雇用創出にとって主要な貢献要素であると認識する。我々は、国際機関が我々の要請に基づき作成した分析レポートを歓迎する。この分析レポートは、その利用可能性を含め、長期のファイナンスに影響を与える要素を評価しており、将来の G20 の作業に健全な基礎を提供するであろう。レポートによれば、長期投資資金の利用可能性と構成は、様々な要素により影響を受けており、その影響は借り手やセクターによって異なる。また、レポートは、現地通貨建て債券市場、国内資本市場、機関投資家を含む長期資金のいくつかの供給源には、投資のために、より大きな役割を果たす余地がある、としている。同時に、各国特有の要因が長期資金へのアクセスに影響を与えており、従って各国が長期資金を呼び込むためにできることはたくさんある。
7. 強固で持続可能かつ均衡ある成長という我々の目標を支援するために長期ファイナンスが果たす非常に重要な役割を認識し、我々は、投資のためのファイナンスに関する新たなスタディ・グループを設立することに合意した。本グループは、民間部門・公的部門の長期ファイナンスの供給源の役割を考慮しつつ、分析レポートで提起されている論点の検討を進め、G20 の作業計画を決定する

デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について
(共同声明)

1. デフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、以下のとおり、政府及び日本銀行の政策連携を強化し、一体となって取り組む。

2. 日本銀行は、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することを理念として金融政策を運営するとともに、金融システムの安定確保を図る責務を負っている。その際、物価は短期的には様々な要因から影響を受けることを踏まえ、持続可能な物価の安定の実現を目指している。

日本銀行は、今後、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた幅広い主体の取組の進展に伴い持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率が高まっていくと認識している。この認識に立って、日本銀行は、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とする。

日本銀行は、上記の物価安定の目標の下、金融緩和を推進し、これをできるだけ早期に実現することを目指す。その際、日本銀行は、金融政策の効果波及には相応の時間を要することを踏まえ、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないかどうかを確認していく。

3. 政府は、我が国経済の再生のため、機動的なマクロ経済政策運営に努めるとともに、日本経済再生本部の下、革新的研究開発への集中投入、イノベーション基盤の強化、大胆な規制・制度改革、税制の活用など思い切った政策を総動員し、経済構造の変革を図るなど、日本経済の競争力と成長力の強化に向けた取組を具体化し、これを強力に推進する。

また、政府は、日本銀行との連携強化にあたり、財政運営に対する信認を確保する観点から、持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する。

4. 経済財政諮問会議は、金融政策を含むマクロ経済政策運営の状況、その下での物価安定の目標に照らした物価の現状と今後の見通し、雇用情勢を含む経済・財政状況、経済構造改革の取組状況などについて、定期的に検証を行うものとする。

出典:財務省作成資料

現行自己資本比率規制における国債のリスク・ウェイト の取扱いについて

- 自己資本比率規制は、銀行が保有するリスクに見合う最低自己資本を維持することにより銀行の健全性を確保するための規制。

(注)現状は2004年6月にバーゼル銀行監督委員会が公表したバーゼル合意(バーゼル II)に基づき、各国は国内規制を整備・適用している(ただし、米国はバーゼル II に移行中)。

- 自己資本比率規制において、国際的に活動する銀行は、下記の計算による自己資本の保有が義務付けられている。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{資本等}}{\text{資産} \times \text{資産のリスクに応じた掛目 (リスク・ウェイト) 等の合計額}} \geq 8\%$$

- 銀行が保有する国債については、原則として以下のリスク・ウェイトが適用される。

	自国向け	他国向け
日本 欧州	➤ <u>0%</u> ※自国通貨建て(注)で発行・調達されていない場合には、右記「他国向け」と同様に、格付けに応じて決定。 (注) 欧州のユーロ使用国はユーロ建て	➤ <u>格付けに応じて決定</u> ・AAA～AA-; 0% ・A+～A-; 20% ・BBB+～BBB-; 50% ・BB+～B-; 100% ・B-未満; 150% 3以上の格付けを参照する場合、2番目に高い格付けに対応するリスク・ウェイトを使用
米国	➤ <u>0%</u> ※ドル建てで発行・調達されているか否かにかかわらず、0%。	➤ <u>OECD加盟国; 0%</u> ➤ <u>上記以外; 20%</u>

(参考) 米国はバーゼル II への移行中であり、現在バーゼル I を適用。

出典:財務省作成資料

国・地方のプライマリーバランス等の推移

(実額は兆円程度、対名目GDP比は%程度)

年度	プライマリーバランス (基礎的財政収支)						財政収支						公債等残高	
	国・地方			国			地方			国・地方			国・地方	
	実額	対名目GDP比	実額	実額	対名目GDP比	実額	実額	対名目GDP比	実額	実額	対名目GDP比	実額	実額	対名目GDP比
2001 (平成13)	▲ 21.3	▲ 4.2	▲ 19.4	▲ 3.9	▲ 0.4	▲ 2.0	▲ 33.4	▲ 6.7	▲ 26.5	▲ 5.3	▲ 6.9	▲ 1.4	565.9	112.8
2002 (平成14)	▲ 27.8	▲ 5.6	▲ 23.8	▲ 4.8	▲ 0.8	▲ 4.0	▲ 39.2	▲ 7.9	▲ 30.5	▲ 6.1	▲ 8.8	▲ 1.8	601.9	120.9
2003 (平成15)	▲ 28.0	▲ 5.6	▲ 25.0	▲ 5.0	▲ 0.6	▲ 3.0	▲ 38.7	▲ 7.7	▲ 31.2	▲ 6.2	▲ 7.4	▲ 1.5	643.6	128.2
2004 (平成16)	▲ 20.0	▲ 4.0	▲ 19.7	▲ 3.9	▲ 0.0	▲ 0.2	▲ 29.2	▲ 5.8	▲ 24.8	▲ 4.9	▲ 4.3	▲ 0.9	689.9	137.2
2005 (平成17)	▲ 13.6	▲ 2.7	▲ 15.6	▲ 3.1	0.4	2.1	▲ 21.5	▲ 4.2	▲ 19.7	▲ 3.9	▲ 1.8	▲ 0.4	718.7	142.2
2006 (平成18)	▲ 8.5	▲ 1.7	▲ 12.8	▲ 2.5	0.8	4.3	▲ 15.9	▲ 3.1	▲ 16.4	▲ 3.2	0.5	0.1	723.0	142.0
2007 (平成19)	▲ 5.5	▲ 1.1	▲ 9.0	▲ 1.8	0.7	3.6	▲ 12.5	▲ 2.4	▲ 12.5	▲ 2.4	▲ 0.0	▲ 0.0	730.2	142.3
2008 (平成20)	▲ 14.2	▲ 2.9	▲ 18.9	▲ 3.9	1.0	4.7	▲ 21.9	▲ 4.5	▲ 23.2	▲ 4.7	1.3	0.3	733.3	149.8
2009 (平成21)	▲ 36.1	▲ 7.6	▲ 38.1	▲ 8.0	0.4	2.0	▲ 44.2	▲ 9.3	▲ 43.0	▲ 9.1	▲ 1.1	▲ 0.2	782.6	165.1
2010 (平成22)	▲ 31.7	▲ 6.6	▲ 31.9	▲ 6.7	0.1	0.3	▲ 40.0	▲ 8.3	▲ 37.3	▲ 7.8	▲ 2.7	▲ 0.6	827.2	172.3
2011 (平成23)	▲ 32.2	▲ 6.8	▲ 36.1	▲ 7.6	[0.8]	[3.9]	▲ 40.9	▲ 8.7	▲ 41.5	▲ 8.8	[0.6]	[0.1]	849.8	179.5
2012 (平成24)	▲ 31.3	▲ 6.6	▲ 33.4	▲ 7.0	0.5	2.2	▲ 41.7	▲ 8.8	▲ 40.9	▲ 8.6	▲ 0.8	▲ 0.2	892.7	188.0
2013 (平成25)	▲ 33.9	▲ 6.9	▲ 35.8	▲ 7.3	0.4	1.9	▲ 43.7	▲ 9.0	▲ 42.7	▲ 8.8	▲ 1.0	▲ 0.2	928.0	190.3
	▲ 37.0	▲ 7.6	▲ 39.4	▲ 8.1	[0.5]	[2.4]	▲ 47.6	▲ 9.8	▲ 47.1	▲ 9.7	▲ 0.5	▲ 0.1	941.8	193.1

(備考)

1. 2001年度(平成13年度)から2011年度(平成23年度)の財政収支及びプライマリーバランスについては、内閣府「平成23年度国民経済計算」(平成17年基準)より作成。2012年度(平成24年度)、2013年度(平成25年度)については内閣府推計値。

2. 2011年度(平成23年度)から2013年度(平成25年度)については、上段が「復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース」、下段(「」内の計数)が「復旧・復興対策の経費及び財源の金額を含んだベース」。

3. 財政収支は国民経済計算における中央政府及び地方府県の純支出(純借入)。プライマリーバランスは財政収支から純利益(利益)を差し引いたもの。また、国・地方とも一般会計(普通会計)以外に一部の特別会計等を含む。

なお、交付税及び国庫支出金特別会計(以下「交付税特別会計」という。)は国民経済計算上は国に位置付けられるが、その負担分に応じて、償還金及び利払金を国と地方に分割して計上。

4. 財政収支及びプライマリーバランスについては、2006年度(平成18年度)、2009年度(平成21年度)、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)の財政収支特別会計(財政収支特別会計)及び2006年度(平成18年度)においては財政収支特別会計から国庫整理基金特別会計又は一般会計への繰入れ、2008年度(平成20年度)の一般会計による日本高速道路保有・債務返済確保・債務返済確保・債務返済確保・債務返済確保の繰入れ等は特別要因として処理。

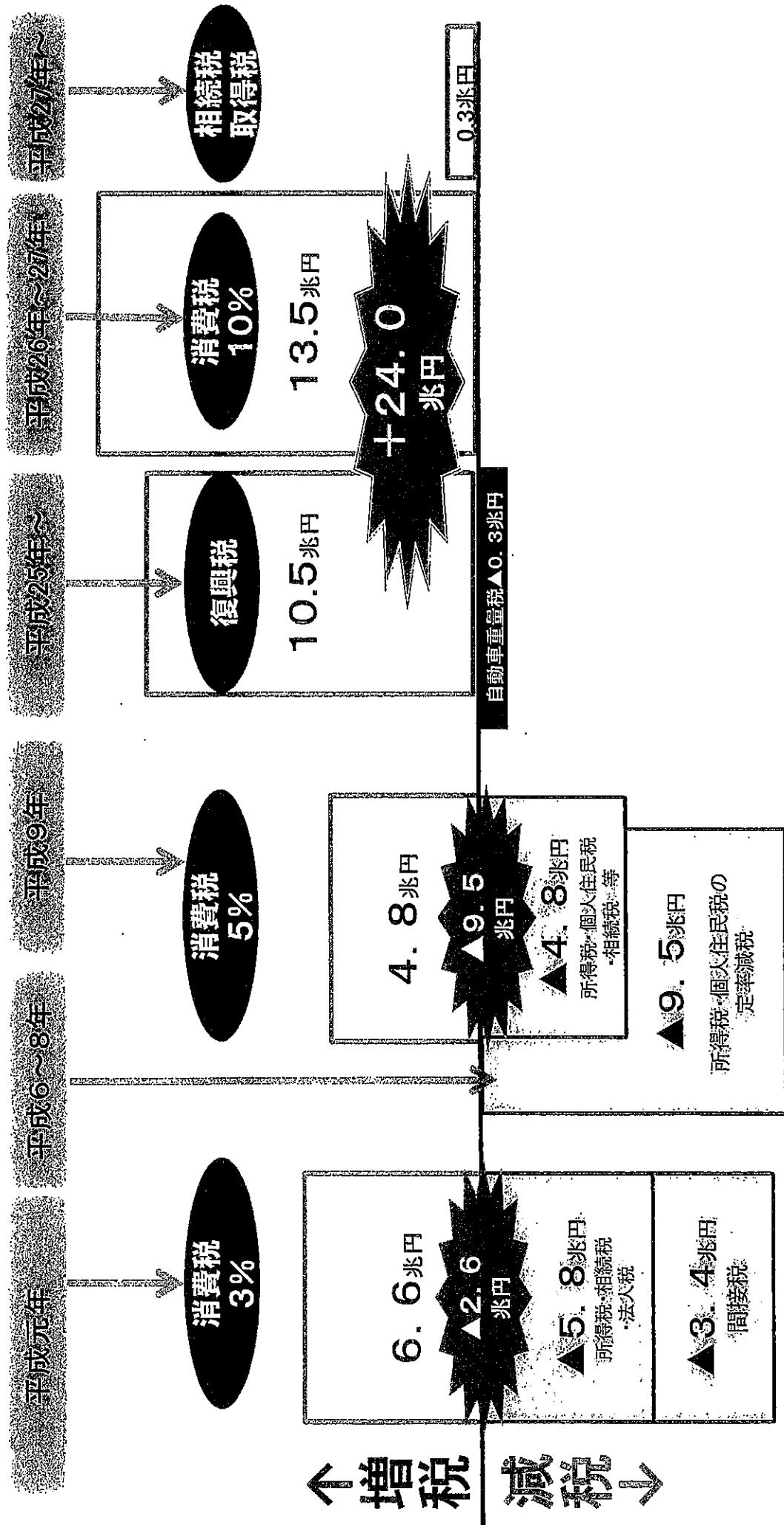
5. 公債等残高は、普通国債、年金特別公債、地方債及び交付税特別借入金(国庫負担)に別しては、指標の連続性を維持するために引き続き公債等残高に計上。

(参考) プライマリーバランスの捉え方

	国の一般会計(当初予算)ベースの プライマリーバランス	SNAベースの国・地方の プライマリーバランス
収 支	2012年度 ▲24.9兆円程度 ※基礎年金国庫負担 2分の1ベース (対名目GDP比▲5.2%程度) 2013年度 ▲23.2兆円程度 (対名目GDP比▲4.8%程度)	2012年度 ▲31.3兆円程度 (対名目GDP比▲6.6%程度) 2013年度 ▲33.9兆円程度 (対名目GDP比▲6.9%程度)
政府の範囲	国の一般会計	国(SNAベースの中央政府) ・一般会計 ・特別会計の一部 ・独立行政法人の一部 等 地方(SNAベースの地方政府) ・地方普通会計 ・公営企業会計の一部 ・地方独立行政法人の一部 等
支出・収入の 記録時点	・予算に計上された年度の支出・収入として 記録される。	・実際に支払いや受取りが行われた年度の 支出・収入として記録される(執行ベース)。 ・このため、例えば、2012年度補正予算のう ち2013年度に執行される分は、2013年度 の支出として記録される(注)。

(注)「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)の事業費のうち、SNAベースの国・地方のプ
ライマリーバランス(復旧・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース)に影響を与えるもの(事業費のうち金融
取引や復旧・復興対策等が除かれる)として、2012年度に1.7兆円程度(対名目GDP比0.4%程度)、2013年度に6.0
兆円程度(同1.2%程度)が執行されると想定している。

過去の消費税導入時・税率引き上げ時には税収中立だった



公 共 事 業 関 係 費 の 推 移

(単位：億円、%)

年 度		当初予算額	伸率	増△減額
52	(1977)	42,846	21.4	7,544
53	(1978)	54,551	27.3	11,705
54	(1979)	65,468	20.0	10,917
55	(1980)	66,554	1.7	1,087
56	(1981)	66,554	0.0	0
57	(1982)	66,554	0.0	0
58	(1983)	66,554	0.0	0
59	(1984)	65,200	△ 2.0	△ 1,354
60	(1985)	63,689	△ 2.3	△ 1,511
61	(1986)	62,233	△ 2.3	△ 1,456
62	(1987)	60,824	△ 2.3	△ 1,409
63	(1988)	71,599	17.7	10,775
元	(1989)	73,024	2.0	1,424
2	(1990)	73,217	0.3	193
3	(1991)	77,048	5.2	3,831
4	(1992)	80,602	4.6	3,555
5	(1993)	84,595	5.0	3,993
6	(1994)	88,820	5.0	4,225
7	(1995)	92,398	4.0	3,577
8	(1996)	96,184	4.1	3,786
9	(1997)	97,447	1.3	1,263
10	(1998)	89,853	△ 7.8	△ 7,593
11	(1999)	94,307	5.0	4,454
12	(2000)	94,307	0.0	0
13	(2001)	94,352	0.0	45
14	(2002)	84,239	△ 10.7	△ 10,113
15	(2003)	80,971	△ 3.9	△ 3,268
16	(2004)	78,159	△ 3.5	△ 2,812
17	(2005)	75,310	△ 3.6	△ 2,849
18	(2006)	72,015	△ 4.4	△ 3,295
19	(2007)	69,473	△ 3.5	△ 2,542
20	(2008)	67,352	△ 3.1	△ 2,121
21	(2009)	70,701	5.0	3,349
22	(2010)	57,731	△ 18.3	△ 12,970
23	(2011)	49,743	△ 13.8	△ 7,987
		※1 54,799	△ 5.1	△ 2,932
24	(2012)	45,734	△ 8.1	△ 4,009
		※1 48,137	△ 3.2	△ 1,606
25	(2013)	52,853	15.6	7,119
		※2 52,467	14.7	6,733
			※3 0.3	182

※1:地域自主戦略交付金等に移行した額(23年度 5,056億円、24年度 2,403億円)をそれぞれ加えた場合の計数。

※2:復興特会繰入れ(356億円)及び国有林野特別会計の一般会計化に伴い計上されることとなった直轄事業負担金(29億円)を除いた計数。

※3:24年度予算額(45,734億円)に、地域自主戦略交付金(公共事業関係費相当分(6,551億円))を加えたものと比較。

出典:財務省作成資料